



佐賀県公報

平成18年
3月15日
(水曜日)
第 12729号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の所在地の変更

(一四四・長寿社会課) 一

- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定辞退

(一四五・) 一

- 森林病害虫等防除法に基づく命令の内容となる事項 (一四六・林業課) 一

(一四七・) 一

- 都市計画事業変更の認可

(一四八・) 一

- 道路の供用開始

(一四九・) 一

- 証紙売りさばき人の売りさばき所の位置の変更 (一五〇・) 一

(一五一・まちづくり推進課) 一

- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (一五二・道路課) 五

(一五三・会計課) 五

- 平成十八年度県営広域農道整備事業多良岳四期地区第一号工事 (五号橋上部工建設工事) に係る特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札 (商工課) 六

- 平成十八年度県営広域農道整備事業多良岳五期地区第一号工事 (二十一号橋上部工建設工事) に係る特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札 () 九

公安委員会事項

- 獣銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会の開催

(公 告) 二

●佐賀県告示第百四十六号

森林病害虫等防除法 (昭和二十五年法律第五十三号) 第五条第二項の規定により特別伐倒駆除を命ずるので、同条第四項において準用する同法第三条第五

正誤

○平成十七年十二月二十八日付け佐賀県公報第一二六九九号中訂正 (森林整備課) 三

(道 路 課) 三

○平成十七年十月二十八日付け佐賀県公報第一二六七四号中訂正 () 三

() 三

○平成十八年二月十日付け佐賀県公報第一二七一五号中訂正 () 三

○ 告 示

●佐賀県告示第百四十四号

介護保険法 (平成九年法律第二百二十三号) 第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十八年三月十五日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	変更年月日
今村病院居宅介護支援事業所	旧 鳥栖市轟木町一五六〇番地二 新 鳥栖市轟木町一五二三番地六	平成一八・二・一〇

●佐賀県告示第百四十五号

介護保険法 (平成九年法律第二百二十三号) 第百十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定の辞退があつた。

平成十八年三月十五日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
医療法人 北島整形外科	佐賀市高木瀬東二丁目十五番六号	平成一八・三・三一

項の規定により、同条第二項の規定による命令の内容を次のとおり公表する。

平成十八年三月十五日

佐賀県知事 古川康

一 区域及び期間

(一) 区域

唐津市の区域内に存する松林のうち次の区域とする。

(「次の区域」は省略し、その関係書類を佐賀県生産振興部林業課並びに唐津市役所及び関係支所に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 期間

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破碎を行うこと。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため

五 その他必要な事項

(一) 松くい虫被害のまん延を行なうことは、森林病害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、唐津農林事務所長を経由して知事にその旨を届け出なければならぬ。ただし、(三)により申請書を提出する場合は、この限りではない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行つた後、速やかに、唐津農林事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行つたかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(五) 知事は、(四)の措置を行つた場合において、その費用の額が三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行つたとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

◎佐賀県告示第百四十七号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第一号の規定による命令の内容を次のとおり公表する。

平成十八年三月十五日

佐賀県知事 古川康

一 区域及び期間

(一) 区域

唐津市、鹿島市、東松浦郡玄海町に存する松林のうち次の区域とする。

(「次の区域」は省略し、その関係書類を佐賀県生産振興部林業課並びに関係市役所及び関係支所並びに玄海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 期間

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由
五 その他必要な事項

(一) 松くい虫被害のまん延を防止するため

一 区域及び期間

(一) 区域
唐津市及び東松浦郡玄海町に存する松林の区域のうち次の区域とする。
(「次の区域」は省略し、その関係書類を佐賀県生産振興部林業課並びに唐津市役所及び関係支所並びに玄海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- (二) 三に掲げる措置を行つた者又はその代理人は、当該措置を行つた後、速やかに、一の(一)に掲げる地域を管轄する農林事務所長を経由して知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(三)により申請書を提出する場合は、この限りではない。

(二) 平成十八年五月十三日から平成十八年七月十五日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受ける恐れのある松林を所有し、又は管理する者は、当該松林において地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため
五 その他必要な事項

- (一) 三に掲げる措置を行つた者又はその代理人は、当該措置を行つた後、速やかに、唐津農林事務所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、次の(三)により申請書を提出する場合は、この限りではない。
- (二) 三に掲げる措置を行つたかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行つた後、速やかに、唐津農林事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があつたときは、
- (四) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の(二)に定める事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があつたときは、
- (五) 知事は、(四)の措置を行つた場合において、その費用の額が三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行つたとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

●佐賀県告示第百四十八号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号の規定による命令の内容を次のとおり公表する。

平成十八年三月十五日

佐賀県知事 古川 康

期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(五) 知事は、(四)の措置を行つた場合において、その費用の額が三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行つたとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

◎佐賀県告示第百四十九号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号の規定による命令の内容を次のとおり公表する。

平成十八年三月十五日

佐賀県知事 古川康

一 区域及び期間

唐津市に存する松林の区域のうち次の区域とする。

（「次の区域」は省略し、その関係書類を佐賀県生産振興部林業課並びに唐津市役所及び鎮西支所に備え置いて縦覧に供する。）

(二) 期間

平成十八年五月十三日から平成十八年七月十五日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受ける恐れのある松林を所有し、又は管理する者は、当該松林において航空機を利用した薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置を行う場合は、森林病害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置を行つた者又はその代理人は、当該措置を行つた後、速やかに、唐津農林事務所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならぬ。ただし、(三)により申請書を提出する場合は、この限りではない。

(三) 三に掲げる措置を行つたかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、(一)(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(五) 知事は、(四)の措置を行つた場合において、その費用の額が三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行つたとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

◎佐賀県告示第百五十号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号の規定による命令の内容を次のとおり公表する。

平成十八年三月十五日

佐賀県知事 古川康

一 区域及び期間

県内一円

(二) 期間

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

た樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材を含む。）
をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができない
ものとする。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため

◎佐賀県告示第百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次
のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十八年三月十五日

佐賀県知事 古川康

一 施行者の名称

伊万里市

二 都市計画事業の種類及び名称

伊万里都市計画公園事業 五・五・一号 伊万里ファミリーパーク

三 事業施行期間

平成十二年十二月十五日から
平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

◎佐賀県告示第百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の
とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年三月十五日から平成十八年四月十四
日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供す
る。

平成十八年三月十五日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	鹿島市大字中村字久龍四三四番六地先から 鹿島市大字高津原字西坂一四二九番一地先まで	平成一八・三・一六

◎佐賀県告示第百五十三号

佐賀県証紙条例施行規則（昭和三十九年佐賀県規則第二十二号）第十二条第
一項の規定により、証紙売りさばき人の売りさばき所の位置を変更した旨、佐
賀県出納長から通知があつた。

平成十八年三月十五日

佐賀県知事 古川康

売りさばき人の 氏名又は名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
財団法人佐賀県警察協会 理事長 御手洗伸太郎	売りさばき 所の位置	西松浦郡有田町西部甲四七四番	西松浦郡有田町南原甲四七四番	平成一八年 三月一日
地一	地一			

○ 公 取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条
第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同
条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成18年3月15日

佐賀県知事 古川 康

イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物1階北側 42台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物1階南側 190平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物1階南側① 25.2立方メートル
建物1階南側② 70.2立方メートル
合計 95.4立方メートル

- 1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) デオデオ佐賀兵庫店
佐賀市兵庫町42街区

- (2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行
う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ア 大規模小売店舗を設置する者

株式会社デオデオ

代表取締役社長 友則 和寿

広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社デオデオ

代表取締役社長 友則 和寿

広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号

(3) 大規模小売店舗の新設をする日
平成18年10月21日(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,842平方メートル

- (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の位置及び収容台数

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前10時から午後9時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物北側 2か所

建物西側 2か所
合計 4か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日
平成18年2月21日3 関係書類の縦覧
(1) 縦覧場所
佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間
平成18年3月15日から

平成18年7月14日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-870 佐賀市城内一丁目1番59号）に提出してください。

橋体工 コンクリート (24N-8-20~40N-8-20) 1,410.7立方メートル
鉄筋 (SD295A D13mm~D22mm) 154.0トン

(4) 予定工期 約10か月間

2 共同企業体に関する事項

本工事の入札に参加できるのは、次に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。

(1) 構成員の資格要件

ア　すべての構成員が次の資格要件を満たすこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

平成18年度県當広域當農園地農道整備事業多良岳4期地区第1号工事（5号橋上部工建設工事）について、特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受付期間及び方法を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

また、この入札は佐賀県電子入札システムに登録して行います。

平成18年3月15日

佐賀県知事 古川康

1 工事の概要

(1) 工事名 平成18年度県當広域當農園地農道整備事業多良岳4期地区第1

号工事（5号橋上部工建設工事）
(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定により土木一式工事特Aの決定を受けていること。

(エ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を、本工事の入札参加申請書提出期限日から開札の日までの間に受けていないこと。

(オ) 土木一式工事に係る国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置し得るものであること。

(カ) 入札参加申請書の提出日以前6か月以内に、金融機関等において不渡り手形等を出していないこと。

(キ) 土木一式工事について営業年数が3年以上あること。

ウ 工事概算数量は次のとおりです。

イ 橋梁形式は、P C 5径間連結ポストテンションT桁橋で、橋長L=217メートル、幅員B= 8.9メートルです。

イ 共同企業体の代表者は次の資格要件を満たすこと。

	(ア) 平成16年10月1日から平成17年9月30日までの間に審査の基準日がある経営事項審査において土木一式工事の総合評点が1,200点以上であること。	のとします。
	(イ) 佐賀県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。	(5) 存続期間 ア 県工事の相手方となつた者 イ 県工事の相手方とならなかつた者 当該工事に係る請負契約の履行後3か月を経過した日まで
	(ウ) プレストレスト・コンクリート橋上部工工事（最大支間長L=30メートル以上）について、平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間に、元請として竣工した実績（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。）を有すること。	当該工事に係る請負契約の相手方が確定した日まで
	(エ) プレストレスト・コンクリート橋上部工工事の施工経験を有する監理（主任）技術者を当該工事に専任で配置できるものであること。	3 入札参加申請書及び提出資料 (1) 公募型指名競争入札参加申請書
	ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は次の資格要件を満たすこと。	(2) 共同企業体協定書
	(オ) 佐賀県内に建設業法第3条に規定する本店を有する土木一式工事の建設業者であること。	(3) 共同企業体編成表
	(カ) 平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間に、同種工事としてプレストレスト・コンクリート橋上部工工事（最大支間長L=20メートル以上）若しくは類似工事として橋長20メートル以上の橋梁下部工工事又は直高4メートル以上のコンクリート擁壁工事について、元請として竣工した実績（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。）を有すること。	(4) 同種工事又は類似工事の施工実績調書及び実績を証明する書類 (5) 配置予定技術者調書及び経験を証明する書類 (6) 次に掲げる事項を記載した施工計画書 ア 施工計画概要 イ 主要工事の施工計画（仮設計画共） ウ 安全対策 エ 環境対策 (7) 営業所一覧表 (8) 経営事項審査結果の通知書の写し (平成16年10月1日から平成17年9月30日までの間に審査基準日があるもの)
	(2) 構成員の数 2社とします。	4 入札参加申請書及び提出資料の受付期間等 3の(1)の公募型指名競争入札参加申請書については、佐賀県電子入札システムに登録（提出）するとともに、(2)の受付場所に持参するものとします。 3の(2)から(8)までについては、書面にて(2)の受付場所に持参するものとします。
	(3) 出資比率 各構成員は、30パーセント以上の出資比率であること。	(1) 受付期間
	(4) 代表者の要件 代表者は、同一の等級の者の中ではより大きな施工能力を有する者、等級の異なる者の間では上位の等級の者で出資比率が構成員中最大であるも	

佐賀県電子入札システムによる受付及び書面による提出は、平成18年3月20日から3月28日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（最終日には、午前9時から午後4時まで）とします。

(2) 書面による受付場所

佐賀県鹿島農林事務所総務課（鹿島市大字高津原3400）
電話番号 0954-63-5111

5 指名業者の選定

指名業者は、提出資料の審査結果に基づき、本県の指名基準により選定します。本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限ります。

6 入札予定期限 平成18年5月

7 その他

- (1) 申請書、提出資料作成要領等については、平成18年3月15日（水）から3月28日（火）まで佐賀県ホームページ（URL:<http://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載します。

なお、佐賀県電子入札システムの詳細については、佐賀県ホームページのトップページの右上にある「電子入札」ボタンから、「佐賀県電子入札システム専用ホームページ」の内容を確認してください（佐賀県電子入札システムの取扱要領、マニュアル等を掲載しています。）。

(2) この公告に掲げる指名及び入札は、平成18年2月佐賀県定例県議会において当該工事に係る予算が成立しない場合は中止します。この場合は佐賀県公報により公告します。

8 問い合わせ先 佐賀県鹿島農林事務所総務課
電話番号 0954-63-5111

入札を行いますので、入札参加申請の受付期間及び方法を次のとおり公表します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

また、この入札は佐賀県電子入札システムに登録して行います。

平成18年3月15日

佐賀県知事 古川康

1 工事の概要

- (1) 工事名 平成18年度県営広域農道整備事業多良岳5期地区第1号工事（21号橋上部工建設工事）
(2) 工事場所 佐賀県鹿島市大字音成地内
(3) 工事内容

ア 本工事は、鹿島市大字音成地内で施工する21号橋の上部工建設工事です。

イ 橋梁形式は、PC5径間連結ポストテンションT桁橋で、橋長L=180メートル、幅員B=8.9メートルです。

ウ 工事概算数量は次のとおりです。

橋体工 コンクリート(24N-8.20～40N-8.20) 1,090立方メートル
鉄筋 (SD295A D13mm～D22mm) 127.6トン

(4) 予定期間 約10か月間

2 共同企業体に関する事項

本工事の入札に参加できるのは、次に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。

(1) 構成員の資格要件

ア すべての構成員が次の資格要件を満たすこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規

平成18年度県営広域農道整備事業多良岳5期地区第1号工事（21号橋上部工建設工事）について、特定建設工事共同企業体による公募型指名競争

<p>定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とします。</p> <p>(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(ロ) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)第2条第2項の規定により土木一式工事特Aの決定を受けていること。</p> <p>(ハ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を、本工事の入札参加申請書提出期限日から開札の日までに受けていること。</p> <p>(ナ) 土木一式工事に係る国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置し得るものであること。</p> <p>(ホ) 入札参加申請書の提出日以前6か月以内に、金融機関等において不渡り手形等を出していないこと。</p> <p>(エ) 土木一式工事について営業年数が3年以上あること。</p> <p>イ 共同企業体の代表者は次の資格要件を満たすこと。</p> <p>(ア) 平成16年10月1日から平成17年9月30日までの間に審査の基準日がある経営事項審査において土木一式工事の総合評点が1,200点以上であること。</p> <p>(イ) 佐賀県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。</p> <p>(ロ) プレストレスト・コンクリート橋上部工工事(最大支間長L=30メートル以上)について、平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間に、元請として竣工した実績(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。)を有すること。</p>	<p>(エ) プレストレスト・コンクリート橋上部工工事の施工経験を有する監理(主任)技術者を当該工事に専任で配置できるものであること。</p> <p>ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は次の資格要件を満たすこと。</p> <p>(ア) 佐賀県内に建設業法第3条に規定する本店を有する土木一式工事の建設業者であること。</p> <p>(イ) 平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間に、同種工事としてプレストレスト・コンクリート橋上部工工事(最大支間長L=20メートル以上)若しくは類似工事として橋長20メートル以上の橋梁下部工事又は直高4メートル以上のコンクリート擁壁工事について、元請として竣工した実績(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。)を有すること。</p> <p>(2) 構成員の数 2社とします。</p> <p>(3) 出資比率 各構成員は、30パーセント以上の出資比率であること。</p> <p>(4) 代表者の要件 代表者は、同一の等級の者の間ではより大きな施工能力を有する者、等級の異なる者の間では上位の等級の者で出資比率が構成員中最大であるものとします。</p> <p>(5) 存続期間 ア 県工事の相手方となつた者 当該工事に係る請負契約の履行後3か月を経過した日まで イ 県工事の相手方とならなかつた者 当該工事に係る請負契約の相手方が確定した日まで</p> <p>3 入札参加申請書及び提出資料</p> <p>(1) 公募型指名競争入札参加申請書</p> <p>(2) 共同企業体協定書</p>
---	---

- (3) 共同企業体編成表
- (4) 同種工事又は類似工事の施工実績調書及び実績を証明する書類
- (5) 配置予定技術者調書及び経験を証明する書類
- (6) 次に掲げる事項を記載した施工計画書
- ア 施工計画概要
- イ 主要工事の施工計画(仮設計画共)
- ウ 安全対策
- エ 環境対策
- (7) 営業所一覧表
- (8) 経営事項審査結果の通知書の写し
- (平成16年10月1日から平成17年9月30日までの間に審査基準日があるもの)
- 4 入札参加申請書及び提出資料の受付期間等
- 3 の(1)の公募型指名競争入札参加申請書については、佐賀県電子入札システムに登録(提出)するとともに、(2)の受付場所に持参するものとします。
- 3 の(2)から(8)までについては、書面にて(2)の受付場所に持参するものとします。
- (1) 受付期間
- 佐賀県電子入札システムによる受付及び書面による提出は、平成18年3月20日から3月28日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(最終日には、午前9時から午後4時まで)とします。
- (2) 書面による受付場所
- 佐賀県鹿島農林事務所総務課(鹿島市大字高津原3400)
- 電話番号 0954-63-5111
- 5 指名業者の選定
- 指名業者は、提出資料の審査結果に基づき、本県の指名基準により選定します。本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限ります。

6 入札予定期 平成18年5月

7 その他

- (1) 申請書、提出資料作成要領等については、平成18年3月15日(水)から3月28日(火)まで佐賀県ホームページ(URL:<http://www.pref.saga.lg.jp/>)に掲載します。

なお、佐賀県電子入札システムの詳細については、佐賀県ホームページのトップページの右上にある「電子入札」ボタンから、「佐賀県電子入札システム専用ホームページ」の内容を確認してください(佐賀県電子入札システムの取扱要領、マニュアル等を掲載しています。)。

(2) この公告に掲げる指名及び入札は、平成18年2月佐賀県定例県議会において当該工事に係る予算が成立しない場合は中止します。この場合は佐賀県公報により公告します。

- 8 問い合わせ先 佐賀県鹿島農林事務所総務課
電話番号 0954-63-5111

○ ◎ 招標説明会

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3の規定により、獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催します。

平成18年3月15日

- 佐賀県公安委員会
委員長 檜 垣 南治子

1 初心者講習会の開催日時及び場所

開催日時	場所
平成18年5月24日(水曜日) 午前9時から午後5時まで	佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部

2 経験者講習会の開催日時及び場所		3 その他	
開催日時	場所	箇所	正
平成18年4月14日(金曜日) 午後1時から午後4時まで	唐津市坊主町433番地1 佐賀県唐津総合庁舎	左から1〇右田	一一四一六〇一 字立草一一四一六〇一
平成18年5月17日(水曜日) 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎	武雄市武雄町大字昭和265番地 佐賀県武雄総合庁舎	平成十七年十月二十八日付け佐賀県公報第一一六七四号中訂正
平成18年6月14日(水曜日) 午後1時から午後4時まで		上段 右から九行田	正 字久龍

平成十八年二月十日付け佐賀県公報第一一七一五号中訂正

頁	箇所	箇所	正
7	上段 左から九行田	字九龍	字久龍

- (1) 初心者講習会は、初めて獣銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象に行います。
- (2) 経験者講習会は、獣銃又は空気銃の所持の許可を更新しようとする者を対象に行います。
- (3) 受講希望者は、獣銃等講習受講申込書2通に本人の写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面の上三分身で縦及び横の長さが3センチメートルのもの)2枚を添え、受講日の5日前までに、住所地を管轄する警察署長を経由して佐賀県公安委員会に提出してください。
- (4) 講習会の開催日については、会場の都合により変更となる場合がありますので、申込みの際に確認してください。
- (5) 講習会に関する問い合わせ先
- この講習会の詳細については、佐賀県警察本部生活安全部生活環境課(電話代表0952-24-1111 内線3173)又は各警察署の生活安全課若しくは生活安全・刑事課に問い合わせてください。

○ 出題

平成十七年十一月二十八日付佐賀県公報第一一六九九号中記正